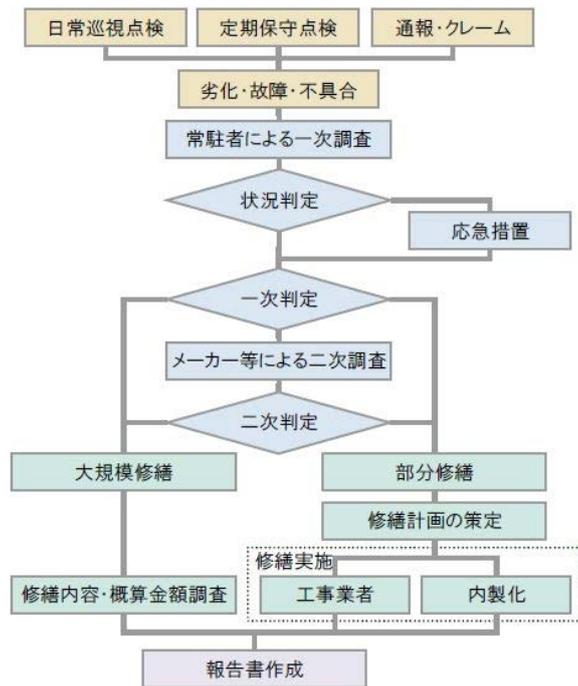


今後とも引き続き次のような具体策を励行し、可能な限り修繕の内製化（外注せず、職員等が自ら行うこと）に努め、異常箇所の早期発見、早期修繕に努めます。

- 日常点検・定期点検の充実と異常箇所の早期発見、早期の修繕に努めます。  
日常点検及び定期点検に際し、過去の修繕実績等に基づいたチェックリストを活用し、異常箇所の早期発見、早期の修繕に努めます。
- 目視・触診の励行及び修繕の内製化に努めます。  
職員はもとより委託業務従事者は、日常的に目視、触診を心がけ異常箇所の早期発見に努めます。異常箇所を発見した場合は、直ちに館長に報告するとともに、その対策を検討の上、直ちに修繕を行います。この場合、可能な限り修繕の内製化に努めます。
- あらかじめ予定される修繕費については、必要年度に予算を措置します。  
設備のうちメーカー要請により経年数に応じた部品交換等の必要性があり、点検を実施しなかった場合には、著しい機能低下の恐れのある設備の点検・修繕費については当該年度に「随時の修繕費」に含めて予算を措置します。



修繕が必要となる劣化・故障・不具合を発見した場合、委託業務従事者による一次調査を行い、状況の判定を行います。修繕の内容を、当連盟担当者並びに委託業務従事者で、管理者の業務である部分修繕で対応できるのか、県の業務となる大規模修繕が必要なのかの一次判定を行います。部分修繕の結果は、施工前や施工後の写真を交えながら分かりやすい報告書にまとめ、県に報告します。

## 外部委託の考え方

下記の業務については、コスト的・技術的にも効果があると考え  
るため外部委託とするとともに、業者も施設管理の一員であるとい  
う認識の下、共通認識を持っていただき一体となった管理を行います。



業務名	業務内容 委託業者
ボイラー保守点検	ボイラーを正常に運転させるための点検 (株) 米子ガス産業
消防設備保守点検	消防法に基づき、利用者の安全を守るための設備保守 (株) 吉備総合電設
清掃作業	衛生的環境の確保に基づき業務を行い、清潔で良好な衛生 環境の確保の為の作業 (公財) 米子広域シルバー人材センター
空調機保守検査	空調機を正常に運転させるための検査 (株) 米子ガス産業
浄化槽保守点検	浄化槽を正常に管理するための保守点検 (有) 米子清掃
循環ろ過機保守点検	ろ過機を正常に運転させ、ろ過能力を保つための点検 (株) 石田コーポレーション米子支店
電気系統の保守	電気系統を正常に動かすための保守 米子市契約
夜間・休日警備	休日及び夜間の警備業務 (株) 北陽警備保障

※ 委託先選定方法については、県内に本店があり鳥取県内に支店  
又は営業所がある業者から選定することを基本として指名競争  
入札とします。委託期間は複数年を原則としますが、委託業務内  
容によっては単年度とします。

本水泳場における各業務は、私たち連盟が誇る役員の多種多様  
な業種の人材・人脈により実施し、第三者に行わせる業務は最  
低限度の範囲といたします。

私たち連盟はこれまで述べてまいりました事業計画を、私た  
ち連盟のネットワークを活かしながら、水の専門家として忠実  
に実行してまいります。



# 料金設定

## (1) 開館時間の考え方と設定内容

- ① 利用時間は、設備の初期点検の必要性等から原則現行どおり10時から20時とし、下記屋外プールにつきましては夏休み期間中18:00まで延長します。
- ② 管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館時間を早くします。

	営業時間
屋内25mプール	10:00～20:00
屋外50mプール（6月15日～9月15日）	10:00～17:00

## (2) 休館日の考え方と設定内容

プールにおいては水質保全のため、現行どおり毎週水曜日及び年末年始（12/29～1/3）を休館日とします。

鳥取県民の日（9月12日）が水曜日の場合は、開館いたします。

※管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館若しくは休館することがあります。

### (3) 利用料金の考え方と設定内容

利用者の利便と業務の煩雑防止に寄与していますので、原則現行制度を継続します。

利用料金

区 分		昼 間		夜 間
		午前	午後	
会 議 室		320円	640円	480円
個人利用		一般	1回につき	540円
		高校生	1回につき	320円
		小中学生	1回につき	220円
		幼児	1回につき	110円
専用利用	屋内	1コース	1時間につき	2,160円
		全コース	1日につき	43,200円
	屋外	1コース	1時間につき	3,240円
		全コース	1日につき	66,090円
団体利用 (20人以上)		一般	1回につき	320円
		高校生	1回につき	220円
		小中学生	1回につき	110円
		幼児	1回につき	50円
飛込プール専用利用		1日につき		15,550円

回数券（12枚綴り）

券 種	販売価格(1冊)
一 般	5,400円
高 校 生	3,240円
小 中 学 生	2,160円
幼 児	1,080円

## (4) 利用料金の減免に対する考え方

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領に準じて減免措置を行います。

### ア) 鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領に準じて減免措置を行います。

減 免 事 由	減免率
1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。(県内のものに限る。)	
ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が利用するとき。	10/10
イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校が利用するとき。	10/10
ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10
エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。	10/10
オ 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。	
(ア) 小学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	10/10
(イ) 中学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	10/10
(ウ) 高等学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	10/10
カ 中学校の水泳部の部活動の為に利用する時	10/10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。	
ア 全県の生徒を対象とする場合	10/10
イ 郡市単位以上の生徒を対象とする場合	1/2
3 障がい者及び介護者が当該障がい者の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用するとき。	
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
エ 心身に障がいを有する者で、知事が特に必要があると認めた者が一般利用の方法で利用するとき。	
(ア) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者(児)として判定し、証明書を交付した者	10/10
(イ) 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10/10
(ウ) 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・	10/10

生徒の教育措置について」(昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達)の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者(知的がい害、病弱等に伴って情緒障がい有する者)	
オ ア～エの介護者(障がい者1名につき介護者2名、が一般利用するとき。	10/10
カ 障がい者及びその介護者(障がい者1名につき介護者2名)が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1/2以上が心身障がい者(児)の場合	10/10
(イ) 利用者のうち、1/2未満が心身障がい者(児)の場合	1/2
4 幼児、児童、生徒又は学生が県営東山水泳場のトレーニングホールの専用利用(利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。(全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。)	10/10
5 70歳以上の者が利用するとき。	
ア 70歳以上の者が一般利用するとき。	10/10
イ 70歳以上の者が社会参加を目的として、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち1/2以上が70歳以上の者の場合	10/10
(イ) 利用者のうち1/2未満が70歳以上の者の場合	1/2
6 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
ア 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者2名)が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者2名)が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1/2以上が要介護者等の場合	10/10
(イ) 利用者のうち、1/2未満が要介護者等の場合	1/2
8 鳥取県の国民体育大会に出場する水泳競技選手団が強化合宿として、専用利用の方法で利用するとき。	10/10
9 一般財団法人鳥取県水泳連盟が指定する強化指定選手が競技力向上を目的として、個人利用の方法で利用するとき。	10/10
10 その他スポーツの振興を図るため知事が特に必要であると認めたととき。	10/10
鳥取県が水泳の振興を図るために利用するとき。	
11 公的団体が人命救助訓練として、専用利用の方法で利用するとき。	10/10
12 1により利用する場合は施設使用料の他に設備使用料及び冷暖若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき料金についても減免する。	

## (5) 利用の許可に対する考え方

体育施設条例9条の規定・10条の規定またはその他の規定に基づき、行為の制限、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用許可の取り消し、利用料金の徴収及び利用料金の減免を行い、安心して利用して頂けるように努めます。

### ア) 体育施設条例第7条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き東山水泳場の利用の許可を行います。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b 東山水泳場の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- d a から c までに掲げる場合のほか、東山水泳場の管理上支障があるものとして、知事が別に定める場合に該当するとき。なお、c に該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

## 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

### 事故・事件の防止措置と緊急時の対応の基本的な取り組みの考え方

私たちは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、利用者に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、東山における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、防災に関する基本的事項を総合的に定めて防災活動を総合的かつ計画的に推進することにより、利用者の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減するために4つの考え方で推し進めてまいります。

1 質の高い活動・サービスの提供

2 事故防止回避、危険の縮小、安全の確保

3 被害者及び加害者の損害の補償

4 訴訟に対する法的防御

### スポーツの本質的危険 不可避的事故



『日本スポーツ法学会』会長  
『日本教育法学会』理事  
1969年『体育と法』(道和書院)  
1971年『体育・スポーツ事故判例の研究』(道和書院)  
1980年『体育法学の課題』(道和書院)  
■東京女子体育大学「運動事故補償論」講座を開設  
■「スポーツ法学」と改称  
■平成国際大学でスポーツ法学

伊藤堯先生  
スポーツ活動には避ける事が出来ない本質的に危険な要素が含まれている。  
スポーツ種目別に、独自ルールに基づいて活動をしている最中に事故が発生した場合、それは不可避的な事故と想定される。  
本質的危険を警告し、参加者に理解して貰う事が大切であるが、指導者として安全環境や技量格差による配慮が欠けた場合、標記内容が認められないケースが多々あるので気を付けて頂きたい。その事故は完全に回避することが不可能であるとするならば、被害者に対する十分な救済措置が前もって配慮されなければならない

## ふじみ野市大井プール死亡事故に有罪判決

2006年7月31日午後1時50分ごろ、埼玉県ふじみ野市の市営ふじみ野市大井プールで、所沢市立小手指小学校2年の戸丸瑛梨香さん(7)が流水プールの吸水口に吸い込まれた。瑛梨香さんは約4時間後に吸水口から約5メートル奥の吸水管内で見つかり、病院へ搬送されたが死亡した。



出典 userdisk.webry.biglobe.ne.jp

**さいたま地方裁判所判決文**  
**主文** 被告人Aを禁錮1年6月に、被告人Bを禁錮1年に処する。  
 被告人両名に対し、この裁判確定の日から3年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

1994年7月 北海道、小学男子、吸水口に吸い込まれ重体。  
 1994年8月 鹿児島、小5男子、吸水口に吸い込まれ死亡。  
 1999年7月 東京、小5女児、吸水口に身体がはまり死亡。  
 1999年7月 山形、小6女児、吸水口に足が吸い込まれ死亡。  
 1999年8月 栃木、男子高校生、吸水口に足が吸い込まれ死亡。  
 2002年2月 和歌山、小6男子、吸水口に吸い込まれ重体。  
 2004年7月 新潟、小6男子、排水口に足を吸い込まれ死亡。

## 指定管理者運用の総務省自治行政局長通達

総務省令第38号  
 平成22年12月28日

各都道府県知事  
 各指定都市市長  
 各都道府県庁舎長  
 各指定都市庁舎長

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を促進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の数量の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたことである。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づきお示しします。

なお、東京都府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いたします。

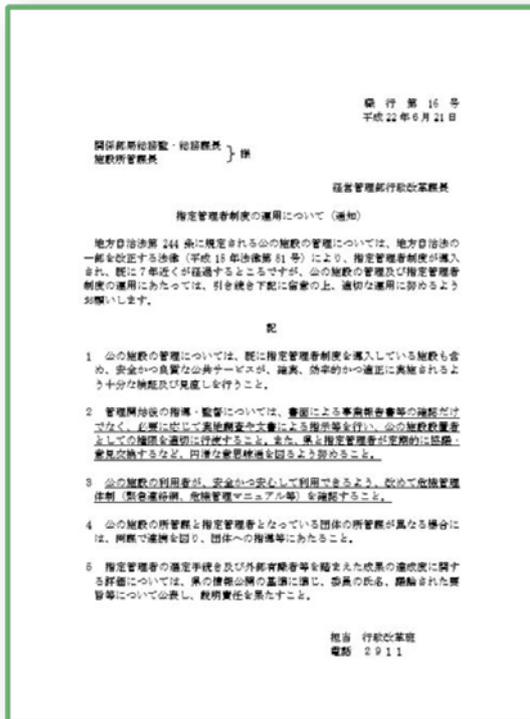
記

- 指定管理者制度については、公の施設の数量の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは適用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねられる制度となっていること。
- 指定管理者制度は、公的サービスの水準の確保という責務を果たす最も適切なサービスの提供者を、競争の機軸を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。

- 指定管理者による管理が適切に行われているかどうか定期的に見直し機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることとされている。この期間については、法令上具体的定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の確保も勘案し、各地方公共団体において、施設の数量目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに留意があり、競争の原則等に準拠した選定を推進することが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に指定を行うこと。
- 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報保護が適切に保たれるよう配慮すること。
- 指定期間が満了年度に当たり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支払うことが確実に見込まれる場合には、業務執行済を認定すること。

**指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。**

## 指定管理者運用の経営管理部行政改革課長通達

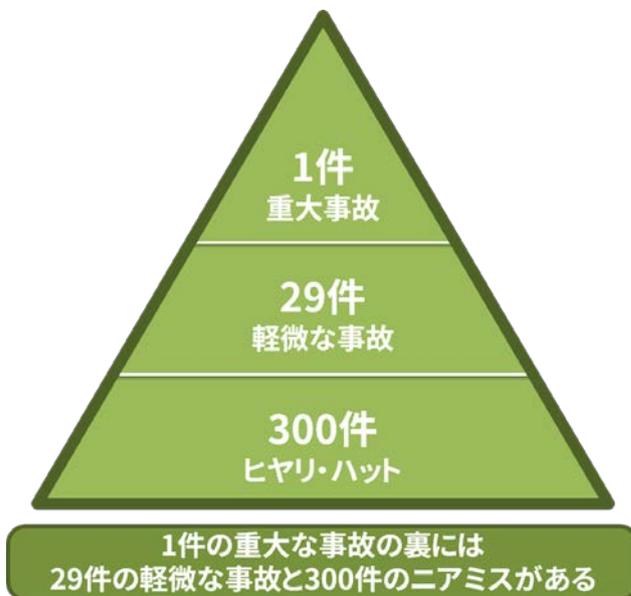


**2 管理開始後の指導・監督については、書面による事業報告書等の確認だけでなく、必要に応じて実地調査や文書による指示等を行い、公の施設設置者としての権限を適切に行使すること。また、県と指定管理者が定期的に協議・意見交換するなど、円滑な意思疎通を図るよう努めること**

**3 公の施設の利用者が、安全かつ安心して利用できるよう、改めて危機管理体制（緊急連絡網、危機管理マニュアル等）を確認すること。**

**4 公の施設の所管課と指定管理者となっている団体の所管課が異なる場合には、両課で連携を図り、団体への指導等にあたること。**

## ハインリッヒの法則（ヒヤリハット）

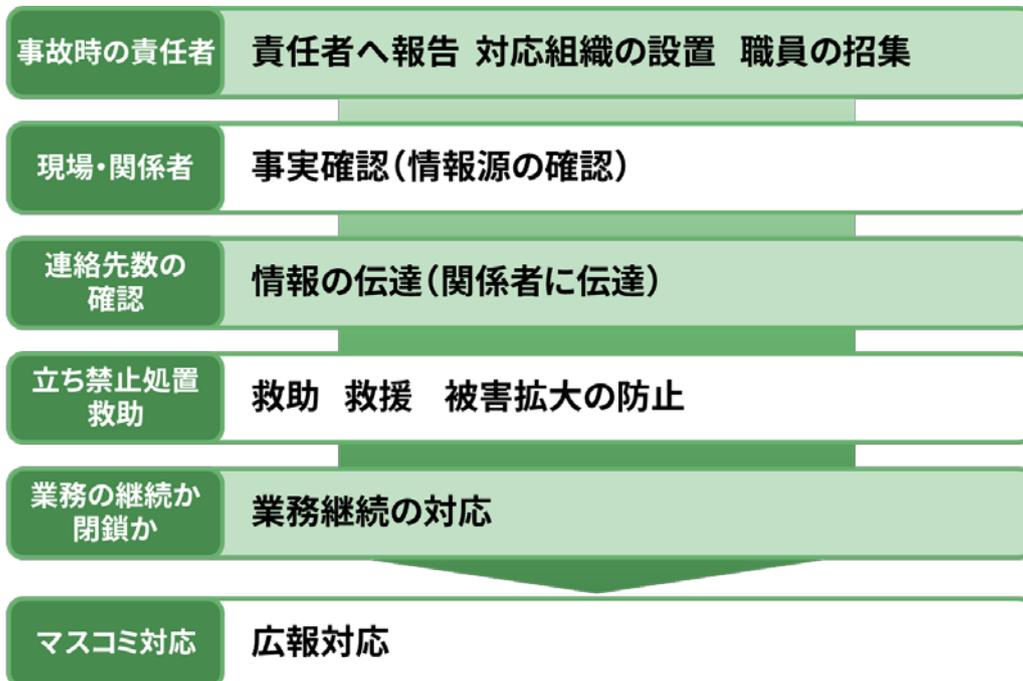


**アメリカ人ハインリッヒ (Herbert Wilhelm Heinrich) が1931年に提唱した法則で、「1件の重大な事故の裏には29件の軽微な事故と300件のニアミスがあると示しているもので、それらの防止策として課題解決の教育研修が必要である**

事故を事件にしない対応 (A)



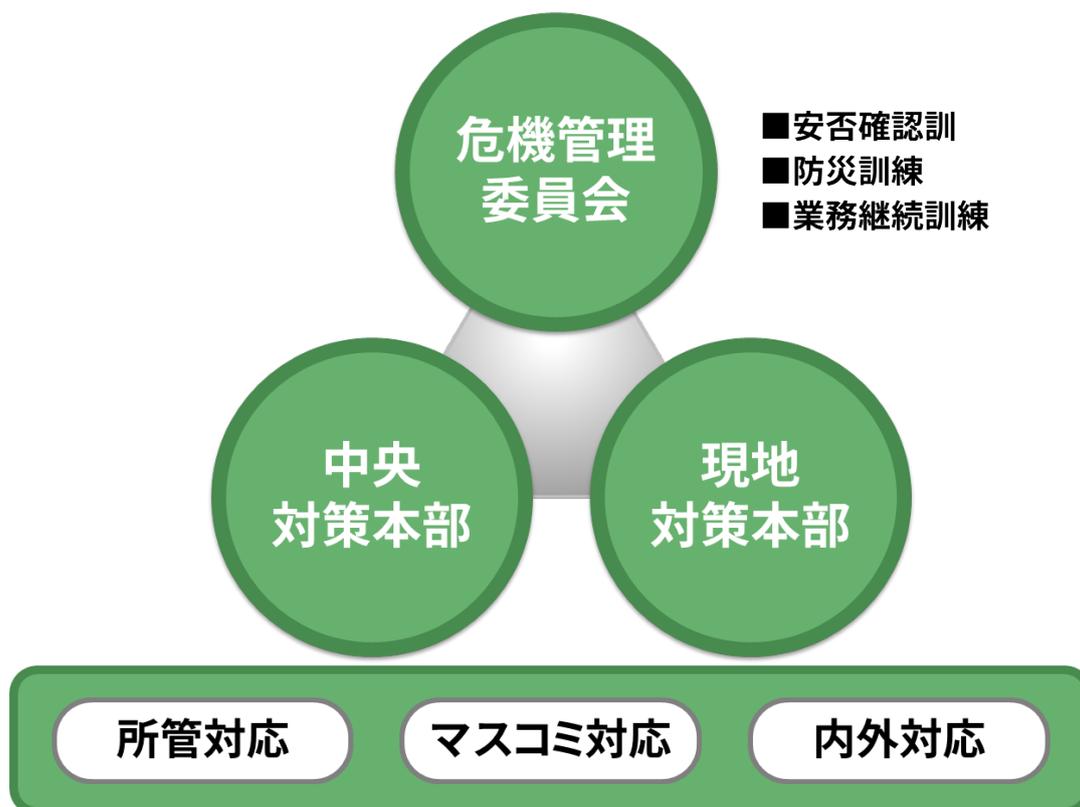
事故を事件にしない対応 (B)



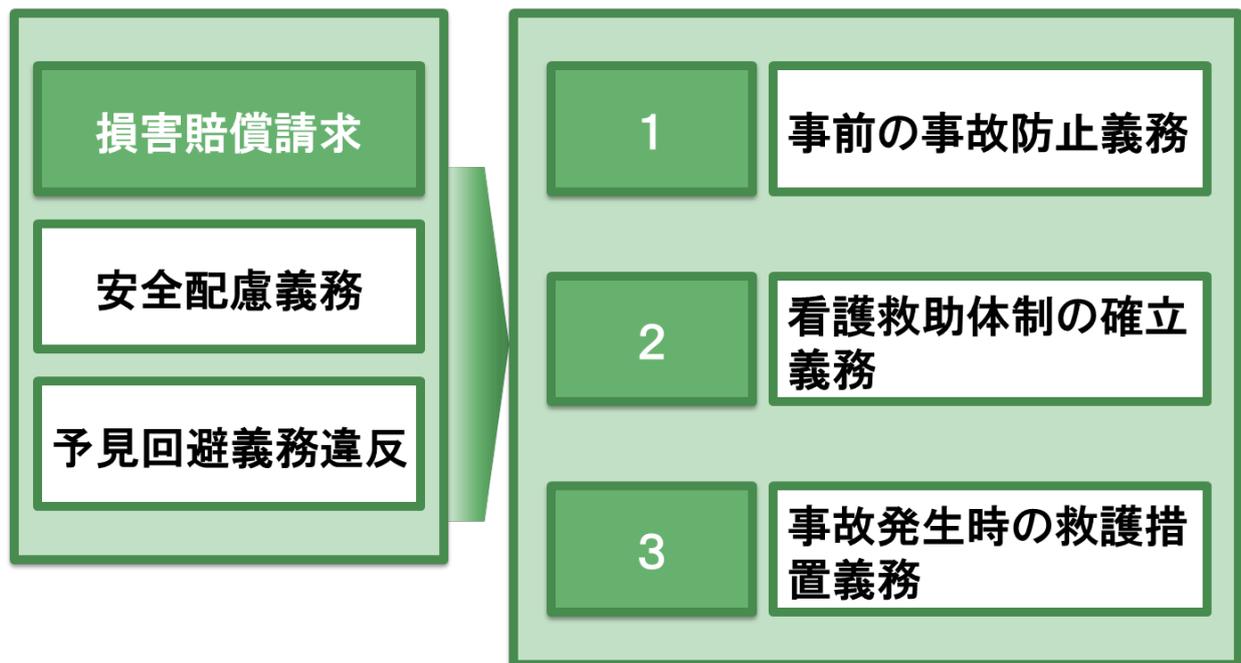
スポーツ事故を事件にしない対応策

<p><b>誠意ある対応</b></p>	<p>誠意と陳謝による被害者の苦しみを和らげる優しい心の表現を用い迅速な対応を図る（生活環境別の対処）</p>
<p><b>補 償</b></p>	<p>補償被害者の被った実質的な損害を救済。適切な保険適用による見舞金等の実施</p>
<p><b>再発防止</b></p>	<p>再び同じ事故を繰り返さない原因の追求と再発防止策マニュアル作成。事故防止委員会による定期訓練と周知</p>

危機管理組織づくり



スポーツ大会等の安全配慮義務違反

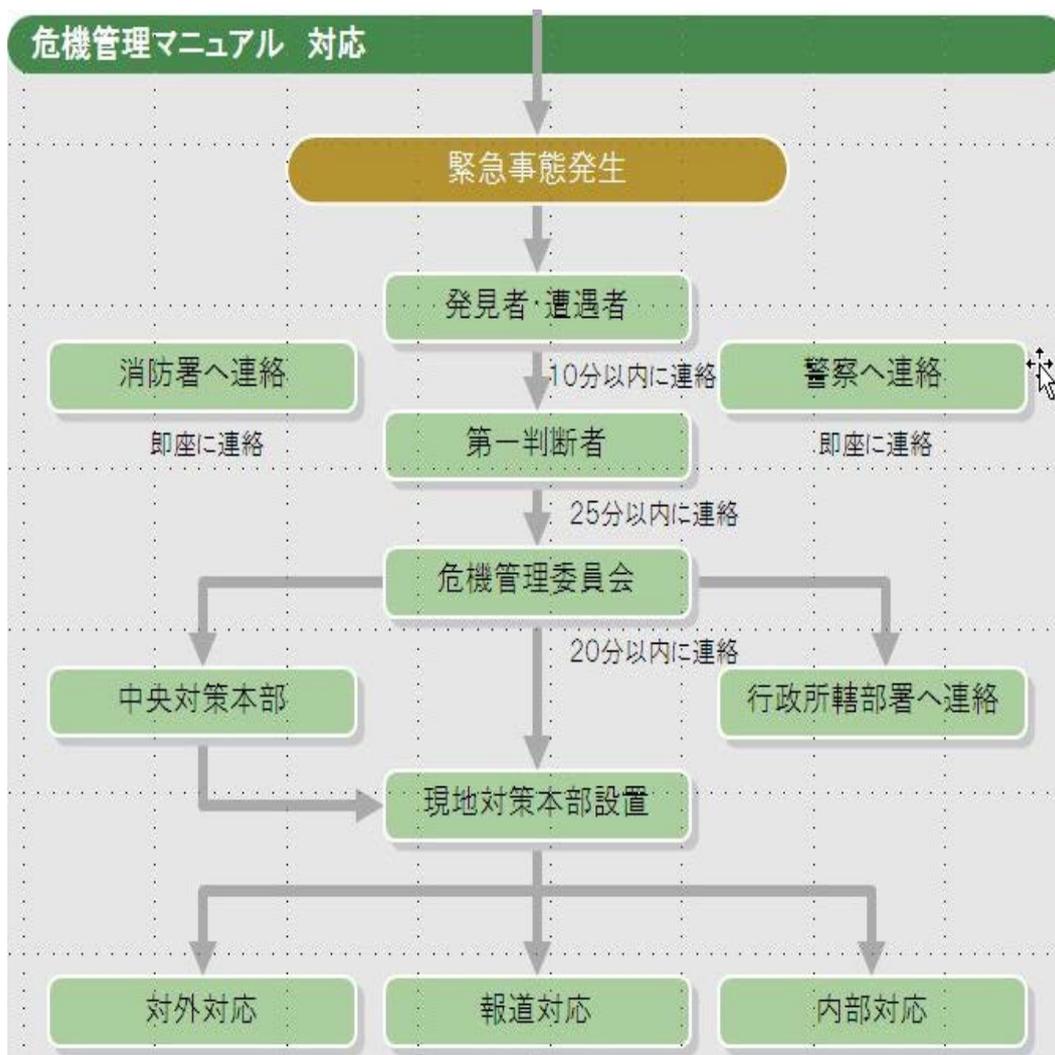


「過失」とは、一般に「結果発生の見込み可能性がありながら、結果の発生を回避するために必要とされる措置（行為）を講じなかったこと」（結果回避義務違反）

## (1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策

- ・利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、情報を入手する<聞く>、目を配る<見る>、声かけをする<話す>という基本的な行動を実行し、防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。
- ・具体的な取組み内容はマニュアル化し、スタッフ全員と警備委託先に周知します。
- ・職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事故・事件の防止対策の徹底を図ります。
- ・勤務職員にトランシーバーを常時携帯させることにより、迅速な初期対応を可能とする体制を整えます。

### ア) 危機管理フローチャート



## イ) 緊急時の対応内容

	事 象	レベル	対 応 内 容
火 災	出火場所特定	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設内での火災を目視、または報知器によって知った場合は、直ちに現場を確認し、利用者の避難誘導と消防署への通報、初期消火活動を行う。</li> <li>●傷病者がいる場合は、直ちに応急手当と医療機関への搬送を手配する。</li> </ul>
	出火場所特定できず	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●報知器が発報したが、出火場所・出火の事実が確認できない場合は、直ちに避難を開始できるように準備をする。</li> </ul>
		2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●誤報であることが特定できた場合は、利用者に状況を知らせ、供用を継続するが、しばらくは経過観察を続け警戒する。</li> </ul>
地 震	倒壊・崩落などを伴う大規模な揺れ	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者を落ち着かせ、揺れが収まるまで待機。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火をとめる。</li> <li>●揺れが収まり次第、利用者の避難誘導を行う。施設内に残存者がいないことを十分に確認する。</li> </ul>
	大きな揺れを感じた	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者を安全な場所に待機させ、情報収集する。</li> <li>●施設の外観点検の後、細部の点検を行う。施設に異常が発見された場合、安全が確認され完全復旧するまでは供用を中止する。</li> <li>●施設に異常が無い場合でも、電気・水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。</li> <li>●点検の結果、明らかに異常がないようであれば、供用を再開する。(ただし「2警戒」の状態)</li> </ul>

	揺れを感じた	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集する。</li> <li>●建物の外観点検の後、細部の点検を行う。点検の結果、明らかに異常がないようであれば、供用を再開する。(ただし、「2警戒」の状態)</li> </ul>
	地震後	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直後に発見されなくても、しばらくは建物の崩落箇所、クラックの有無、施設機能などを観察する。</li> </ul>
感染症など	県から施設の閉鎖などの判断がなされた	3 or 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入口に施設閉鎖の案内掲示を行う。</li> <li>●予約団体等には、電話や文書によって施設の閉鎖の事情を伝え理解いただく。</li> <li>●県と連絡を密にとり、再開に向けての準備を続ける。</li> </ul>
	WHOの厚生労働省から感染症の発生が報告され、注意が促される場合	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症の発症が報道され、国内で流行の兆しが現れた場合、こまめに情報収集をする。</li> <li>●県の指示を仰ぎ、利用者対策を検討する。</li> <li>●各現場にスタッフの健康管理や緊急時の対応についての会社通達を伝達する。(感染予防、感染の疑いがある場合の対応など)</li> </ul>
停電・断水	停電(全停電)し、復旧の見込みが分からない	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者を落ち着かせ、電力供給会社等から情報を収集する。</li> <li>●停電発生のご案内放送を行う。</li> <li>●長時間復旧の見込みがない場合は、施設供用を中断する。</li> </ul>

停電（全停電）した	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者を落ち着かせ、電力供給会社等から情報を収集する。</li> <li>●停電発生のご案内放送を行う。</li> <li>●照明点灯（電力供給再開）後、使用を再開する。</li> </ul>
長時間の停電の後に復電した	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電力供給会社から受電電圧を確認し、復電作業を行う。</li> <li>●各室の照明点灯を確認し、設備の安全巡視を行う。</li> <li>●停電復旧のご案内放送を行う。</li> </ul>
予告のない断水	3 or 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道局に問い合わせをし、情報を収集する。水道局で詳細が確認できない場合は、施設周囲の情報を収集する。</li> <li>●断水が発生していることを施設利用者に放送や口頭、張り紙等で周知する。</li> <li>長時間復旧の見込みがない時や原因が不明の場合は、県と協議をし、一時的または当日の利用中止措置をとる。</li> </ul>
予告されていた断水	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時的な利用中止措置が必要か否かを県と話し合い、館内ポスターやアナウンスにより周知する。</li> <li>●必要最低限の水を予め確保しておく。</li> </ul>

## ウ) 火災・災害等防止対策

### ① 火 災

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。

また、消防計画に基づいた防災活動を行うと共に、緊急時マニュアルに基づいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練）（別紙1）を実施します。

#### 〔火災を防ぐ〕

- ◆火元周辺・建物周辺に可燃物を置かない。
- ◆燃料・薬品は定められた使用方法と安全な保管をする。
- ◆消防訓練を実施し、火災発生時の対応行動を把握する。
- ◆消防設備の定期点検を実施する。
- ◆消火器、消火栓、火災報知機の操作方法を習得する。
- ◆火元責任者による責任区域の安全確認を行う。

### ② 地 震 ・ 津 波

被害を最小限に食い止めるための備えをします。

また、J-ALERT（全国瞬時警報システム）の活用をします。

#### 〔地震・津波に備える〕

- ◆落下、転倒などの危険箇所の対策を実施する。
- ◆火気使用場所の整理整頓に努める。
- ◆消防設備、シャッター等の定期点検を実施する。
- ◆崩落、落下の恐れがある箇所は早期に修繕する。

※ 災害時及び緊急時には「東日本大震災」において問題となった携帯電話の通話不能状態となったことから、利用者の避難誘導及び管理者の連携を強化するためにトランシーバーを5台備えます。

### ③ 台風・豪雨

台風・豪雨・大雪は、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどをして、限られた時間内で備えを行います。

#### 〔台風・豪雨に備える〕

- ◆テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して取り得る事態に対応策を練る。
- ◆飛ばされやすい物や倒れやすい物を撤去、移動する。
- ◆植栽、工作物等の養生や補強をしておく。
- ◆利用者に呼びかけをし、被災を回避する。
- ◆施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- ◆日ごろの巡回によりハザードマップを作成し、風雨により危険の増幅が予測される場合は、事前に措置を施す。

### ④ 緊急時に備えた資材調達

医薬品、AEDなど“緊急資材”のほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”などが必要であり、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。



※ 東山公園内の緊急災害施設の一施設として災害時に対応するため、水・常備食及び毛布等を備えます。

No	緊急病院名	連絡先
1	鳥取大学医学部附属病院	0859-33-1111
2	米子医療センター	0859-33-7111
3	山陰労災病院	0859-33-8181
4	博愛病院	0859-33-7711
5	高島病院	0859-33-1501

米子警察署

0859-33-0110

事件事故相談窓口

担当者 内線 331



## エ) スポーツ活動における事故防止

利用者の安全をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止・防犯・防災に最善を尽くします。

対 策	内 容
プール施設・器具の点検	施設・器具の点検項目としては、『日常点検チェックリスト』を最低基準とし、利用者に対しては『点検結果掲示』をもって、施設の安全をアピールします。 ろ過循環設備は、専門業者によるメンテナンスを実施し、スタッフによるろ過機の外観点検、機能点検及びプール槽内の排水口及び吐出口の触診、目視点検を毎日実施します。
健康チェックの奨励	プール受付ロビーに全自動血圧計を設置し、運動前の健康チェックに役立ててもらいます。全ての利用者が日頃からご自身の健康管理と事故防止について興味をもていただけるように働きかけます。また日々の運動効果を実感してもらえようように体脂肪計も設置しています。
ウォーミングアップやクーリングダウンの指導	希望者・希望団体に対し、スタッフによるウォーミングアップ指導などの安全教育を行います（事前の申し出と打合せを要します）。

## オ) プールにおける事故防止対策

プールの管理（監視）においては、「事故が起きてから対応するのではなく、事故の発生しそうな要因を事前に排除すること」いわゆるリスクマネジメントの発想を持って業務にあたります。

TPCSシステムを基本とし、利用状況に対応して配置ポジションを変化させるとともに、混雑が予想される夏休み期間等の繁忙期は監視人員を増員することで、安心して利用できる環境と効率的な監視体制を実現します。

### ① プールの監視体制(TPCS システム)

T（タワー：監視台）

高所の広い視野を活用してプール全体を監視し危険を回避するための支持を他のポジションに発信します。溺者や傷病者発生時等の緊急時には救助活動を行います。



屋外プール監視台

**P（パトロール：巡視）**

タワー・コントロールと連携し、監視区域の利用状況に応じて自由に巡回し、機動性を生かした安全監視・救助活動を行います。

**タワーとパトロール****C（コントロール：司令）**

監視業務の中核的役割を担うポジションであり、各ポジションに的確な司令・情報を発信し、常にプール場内の秩序維持を図ります。

**コントロール****S（スタンバイ：待機）**

待機の時間を利用し、疲労の回復を図って次のローテーションに備えます。

また、各種トラブル対応やケガ人の応急手当、水質測定等の業務を行います。緊急時に備え、事故発生時には救助の一員に加わります。

**② 溺者救助(訓練)**

急病人や溺者の発生時に備え、日々溺者の救助訓練やCPR（心肺蘇生法）の訓練を実施します。

また、救助デモンストレーションを行い、利用者に対して水難事故予防の啓発を行います。

(プールにおける溺水事故の救助訓練)

① 溺者を発見後直ちに救助に向かう



② 頸椎に注意しながら気道を確保する



③ 水中タンカを使用する



④ 水中タンカで救助協力に向かう



⑤ AEDを取り出し現場に急行する



⑥ 職員が協力して溺者をタンカに乗せる



⑦ 溺者に動揺を与えないよう水平にして運搬する



⑧ 安全な場所に運び、直ちに心肺蘇生法を開始する



⑨ AEDを職員が持ってくる



⑩ 溺者の水気をタオルで拭き取る



⑪ AEDの使用を始める（音声に従う）



⑫ パッドを取り付ける



⑬ AEDの音声に従う（待機・観察）



⑭ AED実施後心肺蘇生法を開始し救急隊員が到着するまで続ける



### ③ 監視業務

利用者に安全で楽しく施設を利用していただくため、以下の安全管理規定を設け、監視業務に当たります。

監視の心得	
1	監視員の服装 監視者として定められた服装で監視する。【泳装又は定められた服装】
2	監視の場所 ① 監視前はプールの状況を事前に観察しておくこと。 ② 監視は、プールサイドを巡視して安全確保に努めるとともに、緊急の場合は直ちに人命救助を行う。
3	監視時間の短縮 入浴の状況により複式又はそれ以上の監視員を配置し、監視時間を短縮するなど安全の確保に努める。
4	監視区画 ① 監視担当区画及び分担当をはっきり決めて、目の届かない区画を作らないこと。 ② 監視者は1ヶ所に集まらず、分散して監視すること。
5	監視者の任務 ① 監視者は、メガホンや笛を携帯し、危険な行為【悪ふざけ、飛び込み、無理な潜水、ロープのつかまり等】を発見したらすぐに注意するとともに、溺者、危険者を発見したら、直ちに救命活動又は注意を払う。 ② 入浴者のシャワー、準備体操の移行に努めるとともに、退水させるときは、全員の退水を確認する。 ③ フロアへの飛び込み、飛び込み台の下、排水口付近などに特に注意を払う。
6	監視者の交代 ① 監視者の交代は監視場所で行い、一列も空白時間を作らないこと。 ② 交代の際、気づいた点を次の監視者に報告する。また、個人的な交際は慎む。 ③ 次の監視員は、なるべく事務所に待機し、プールサイド、更衣室、休憩室等に注意を払う。

プール監視体制	
1	プールの監視業務は、利用者の安全を守ることが最優先であり、万全を期す。そのための各種の指導・指示を行うとともに、緊急の場合は直ちに人命救助を行わなければならない。 監視員の資格としては、【甲】日本体育協会が認定する水泳コーチ・水泳教師・水泳指導管理士、日本赤十字社が認定する救命員資格者及び日本水泳連盟の検定に合格した正職水泳指導員等が有資格者であり、その兼任は非常に重い。そのため、専門性を確保しておく必要がある。
2	監視業務は、専門係、指導員、監視補助員が主として当たるが、利用者の状況により他の係員の協力を得て増員を行う。
3	1人当たりの監視区分を15～20名前後として、利用者の状況により専門係が判断し入水制限を行う。
4	監視員は、事故に備え常に監視体制を維持することが必要である。
5	監視時間は1人1回あたり概ね15～30分間とする。但し、利用者の状況により短縮し監視業務に専念できる体制を作る。
6	監視業務ローテーションとして①巡視→②指令→③監視→④待機の順とする。 ① 巡視 ・プールサイドを巡視し、場内利用者の状況を把握する。 ・場内の設備及び衛生上の監視を行う。 ・器具、編組の破損を発見した場合は、即時処置を行うとともに危険性を排除する。 ・場内及び水中での危険な行為に対しては、これを直ちに制止する。 ② 指令【指令はトップスタッフ【専門係】が行う】 ・入浴者・利用者の状況により、監視員の配置や行動を指令する。 ・一般・団体・専用利用者のコース利用を明確に指示し、危険のないよう配慮して開放する。 ・場内、場外、受付との連携を密にする。 ③ 監視 ・自己の監視区画の状況を把握する。【特に溺者の早期発見】 ・場内規則違反者に対する指導。 ・指令者との相互連携を密にする。 ④ 待機 ・自己の機体整備をする。 ・待機、休憩をとる。

（公財）日本水泳連盟プール公認規則 第15条（プール管理）では、公認プール及び標準プールには、次のいずれかの資格を有する者

- ①日本体育協会公認水泳上級講師、②同水泳講師、③同水泳上級コーチ、
- ④同水泳コーチ、⑤同水泳上級指導員、⑥同水泳指導員、⑦日本体育施設協会公認体育施設管理士

以上7つの資格のうちのいずれかを有する者をプール管理者として置かなければならない。また、第16条1項にプール管理者は日本体育協会公認資格保有者またはプール衛生管理者を置かなければならない。

本水泳場職員には、上記の有資格者を在籍させ、また全職員にAED取り扱いを含む救急法講習を受講させます。

## カ) 不審者等防止対策

### ① 不審者・不審物

防犯体制を強化するために所轄警察署・交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力を行います。また、利用者に対する情報提供・注意喚起を積極的に行います。

#### 〔不審者・不審物への備え、回避策〕

- ◆施設内外を適時巡回し、不審物・不審者の有無を確認する。
- ◆事件、不審者情報等を入手し、周知する。
- ◆お客様に声をかけ、日頃からコミュニケーションを取る。
- ◆周辺に不審者らしき情報がある場合は、警察に知らせる。
- ◆更衣室やロッカーの中などをよく確認する。
- ◆年1回不審者に対する防犯訓練や講習会を実施します。
- ◆施設内を定期的に巡回し、不審者を発見したら警察への通報等必要な措置をとりま



不審者講習会 1



不審者講習会 2



不審者講習会 3

### ⑤ 盗難防止

・貴重品は必ず鍵付ロッカーに収納するよう、窓口及び館内掲示により利用者に呼びかけを図ります。

・盗難事例や事故事例のある箇所、または、予測される場所に注意喚起表示の張り紙等を掲示します。

・職員と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事件発生の防止に努めます。



⑥ 盗撮防止

盗撮防止の為、ビデオ・カメラ等の撮影については、撮影目的が肖像権の侵害にあたることがないか細心の注意を払った上での許可制とし、撮影者には、許可証の携帯を義務付けます。



当連盟の撮影許可証

⑦ AED(自動体外式除細動器)の管理

国内で非常に多い心臓突然死、その中で特に多いのが心室細動（心臓の痙攣）によるものです。発生した場合は早期の除細動（痙攣を止めること）が救命の鍵となります。

本水泳場は、AEDを利用者の方が一目でわかるように事務所に配置し常時使用できるように維持管理を行っていきます。

また、敷地内において1分以内でAEDを届けます。



施設内のAED

**AEDの管理**

- ・ AEDが常時使用できるよう維持管理を行います。
- ・ 委託期間中、1回以上の定期点検を行います

**全職員がAED講習を受講**

- ・ 全ての職員がAEDを使用できるよう心配蘇生法・AEDの講習会を受講します。
- ・ 心配蘇生法やAEDの使用訓練を行います。

**危険度合いの対応**

- ・ 8歳未満の子ども（1歳未満の乳児は除く）にもAEDの使用が出来るように小児用パッドを準備し、通常は小児用パッドを装着しておきます。

日本循環器学会推奨 コール&プッシュ



一般社団法人日本循環器学会

(心配蘇生法とAEDを使用した除細動のフローチャート)

